

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の 選定療養費について

長期収載品の選定療養費とは、令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みです。後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を患者さまにご負担いただく制度です。

※特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金のことを言います。

※長期収載品とは後発医薬品がある先発医薬品のことです。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合や、後発品の在庫状況等から後発品の提供が困難な場合は特別の料金は発生いたしません。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。